

いじめ対策基本方針

平成 30 年 6 月

富士市立伝法小学校

「いじめ」とは

国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」にあるように、「いじめ」とは、執拗な嫌がらせや暴力だけでなく、無視や陰口、冗談のつもりでやったこと、良かれと思ってやった行為であっても、その行為を受けた子どもが苦痛を感じているのであれば、それを「いじめ」と捉えるものである。

1 学校における組織的な対応について

(1) いじめ問題に取り組む体制の整備

① 学校いじめ対策組織の設置について

＜通常時(いじめ対策委員会)＞

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、級外等の全教員

＜緊急時(拡大いじめ対策委員会)＞

必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、学校運営協議会委員、PTA代表

② 年間を見通した指導計画の整備について

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組むことが大切となる。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整えるとともに、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付けておく。

○年間計画に位置付けておくいじめ防止のための取組

いじめ対策委員会 いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討する。月1回。

職員会議 年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図る。月ごとには、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。

いじめアンケート 計画に基づいて年3回は必ず実施する。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施する。アンケートの形式は、児童が記入しやすい方法で行う。実施したアンケートは卒業後3年間保存する。

教育相談 年3回相談月間を設定して実施する。

校内研修 SSW、SC等、専門家を入れた研修を実施する。

子育て講演会 SC等による講演(子どもへの接し方等)を実施する。

Q-U 5年生を対象に実施する。結果の活用方法を工夫する。

(2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ

○いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、いじめ対策委員会で情報を共有する。いじめ対応フロー校内版(P10)を参考に、迅速かつ丁寧に対応する。

○いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまでいじめがあった場合と同様の対応を行う。

○いじめを訴えた児童や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証する。そのことが再発防止につながるとともに、新たな事実が明らかになる可能性もある。

(3) 重大事態への対応

◎「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告する。

① いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告する。

ア 生命心身財産重大事態(いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号)

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ 不登校重大事態(いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号)

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(欠席日数：年間30日を目安)

また、被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査する。

② 重大事態の取扱いについて

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始するという認識をもつ。

③ 重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成29年3月14日)、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月：文部科学省)「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月：文部科学省初等中等教育局)等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行う。

(4) 教育委員会や関係機関との連携

◎学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していく。

① 教育委員会との連携について

○「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、「児童の問題行動等の調査」(以下「月例報告」という)で報告する。

○以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。

ア 重大事態

イ 暴力を伴うなど被害が大きないじめ

ウ 被害児童にとって深刻ないじめ

※すでに教育委員会に報告した事案についても、全て月例報告に含めて報告する。

2 未然防止

いじめ問題については、いじめが起らない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方が最も重要である。そのために、児童生徒の居場所をつくとともに、学校教育活動全体を通じて、児童がいじめに向かわない態度や能力を育てていくようにする。

(1) 未然防止に向けた取組

① 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事(を計画・実施する)

○児童が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学

ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行う。

- 学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行う。
 - 意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定する。
- ② 児童が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動(を計画・実施する)
- ◎次のような取組を年間計画の中に位置付ける。
 - 児童自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組(児童会が主体となった取組)を行う。
 - 異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組を行う。
- ③ 児童の居場所づくり
- 年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年部会等での情報交換を、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で行い、共通理解を図る。(必要な場合は、学校内の全ての教職員)
 - 年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝える。また、クラスのルールを、児童が納得した上でつくっていく。
 - 授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていく。
 - 「Q-U」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行っていく。
 - 「人間関係づくりプログラム」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係を育んでいく。
 - 道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育んでいく。
 - 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させていく。
 - 特に配慮が必要な児童には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行う。その際、周囲の児童に対する必要な指導を行っていく。
 - ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、環境・授業づくりに取り組む。
 - 学校評価では、「学校が楽しい」「授業が楽しい」「授業がよく分かる」等の質問項目を盛り込み、児童の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ④ 児童を見守る教職員集団づくり
- 温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したりするなど、気軽に話ができる教職員集団づくりに努める。
 - 生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、SSWやSCを招いた校内研修を年間計画に位置付けるなどして、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養う。

(2) 保護者や地域への働きかけ

- OPTA 理事会や PTA 総会、学校運営協議会、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設ける。
- いじめに関するテーマの子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行う。
- 教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、児童が「多くの人から認められている」、という思いを得られるような取組を行う。

3 早期発見

早期発見には、「いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が児童のわずかな変化(ちょっとした違和感)に気付くことが重要である。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せつかく気付いたのに見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対にならないようにする。

(1) 「いじめは見えにくい」の視点に立つ

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。
 - ・無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われている。
 - ・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがある。
- いじめられている本人からの訴えは少ない。いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働く。
- ネット上のいじめは最も見えにくい。ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できない。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知していく。

(2) 早期発見のための手立て

◎今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用していく。

① 日々の観察

- 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心掛ける。
- 「いじめ発見のチェックポイント」を活用する。

② 個人ノートや生活ノート、班ノート

- 個人ノートや生活ノート、班ノートでのコメントのやりとりを通して、担任と児童の信頼関係をつくっていくことができる。
- 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心掛ける。

③ 教育相談

- 児童を対象にした教育相談を年3回以上実施する。
- 教育相談を行う際は、担任あるいは担任以外の先生との教育相談を行う。

④ アンケート

- いじめに関するアンケート(保護者対象・児童対象)を計画的に年3回実施し、現状把握に努める。
- いじめやいじめの疑いがある場合には、臨時のアンケートを行う。

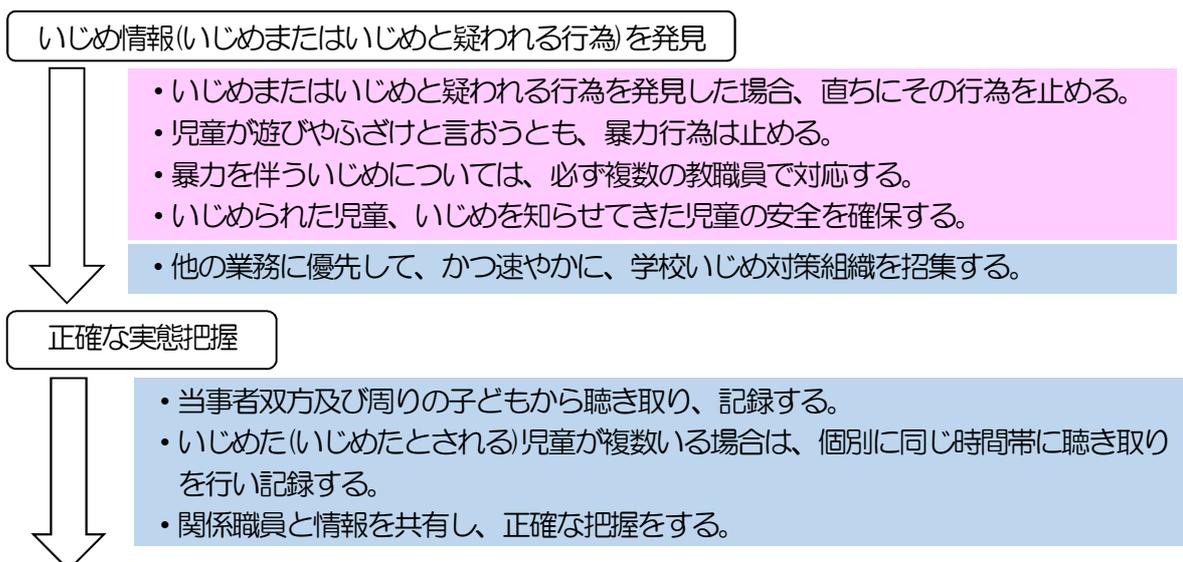
(3) 相談しやすい環境づくり

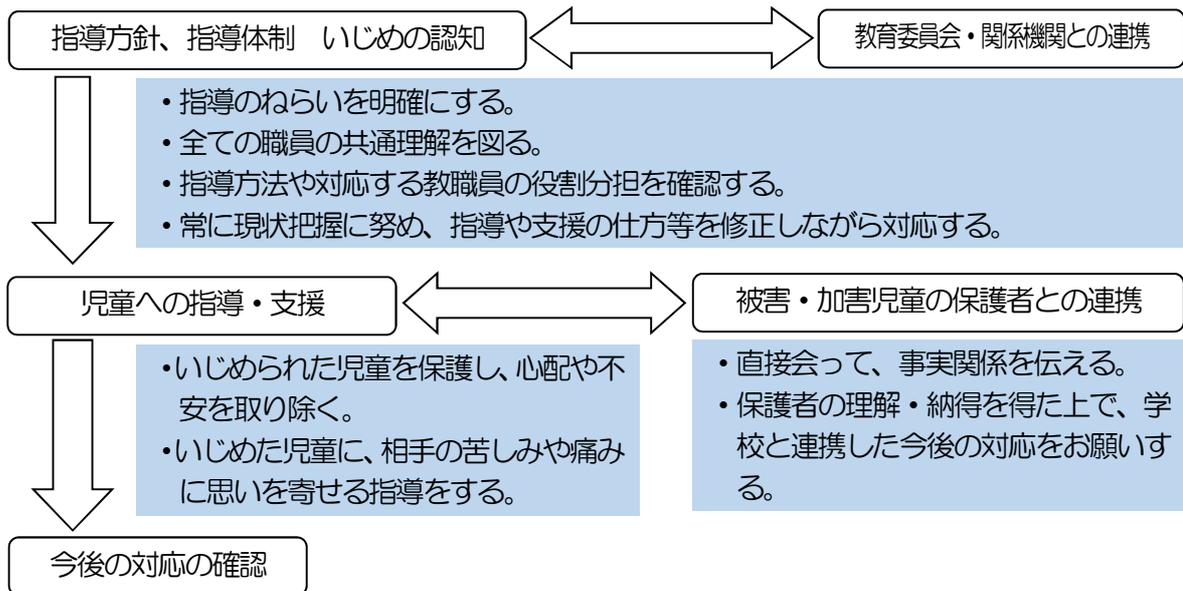
- 日常生活の中で教職員が声掛けを行うなど、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくるようにする。
- 児童から相談があったら、すぐその場で対応する。
- 学校だよりや各月の行事予定表にSCの訪問日を記載し、SCの存在を児童や保護者に積極的に周知する。
- 学年の廊下やフリースペースにいじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット(「ひとりではなやまないで～なやみ相談窓口～」)を置き、児童が気軽に相談窓口を知ることができるようにする。

4 早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行っていく。

(1) いじめ対応(当日)の基本的な流れ





(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。
- 状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている児童から聴き取るとともに周囲の児童など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であり、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

(3) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた児童生徒と保護者への支援

<児童生徒への支援>

- ア 本人の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- イ 「最後まであなたを守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること(いじめた児童との距離感等)を十分に聴き、安全の確保を約束する。
- エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。
- オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をする。

※ 心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

<保護者への支援>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
- イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにする。その際、5日間程度の支援策(誰が、誰に、いつまでに、何をするか)を具体的に提示する。
- エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝える。
- カ 聴き取り調査やアンケートで新たに分かった情報を適切に保護者に伝える。

②いじめた児童への指導・支援とその保護者への対応

<児童生徒への指導・支援>

- ア 事実関係を確認するための聴き取りを行う。複数の児童生徒が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行う。
- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていく。
- ウ 児童が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。
- エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をする。
- オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

<保護者への対応>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。(いじめた児童への謝罪、解消に向けての具体的な取組等)
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

③周りの子どもたちに対して

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設ける。
- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童の気持ちや立場を考えさせる。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせる。

5 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携する。

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS 等(無料通話アプリ等)に書き込む、動画共有サイトに投稿する方法により、いじめを行うものとする。 ※SNS は「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

(2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があるので、保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していく。

①学校での情報モラル指導

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置付け、その充実を図っていく。
- スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座等を開催する。

②保護者会等を通して伝えていきたいこと

<未然防止の視点から>

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。
- 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

※フィルタリングに関する法律が平成 29 年 6 月に改正され、店側の義務が設けられた。

<新規契約または機種変更等する場合>

- ◎店側の義務となっていることを伝える。
 - ①契約締結者、携帯電話端末の使用者が 18 歳未満か確認すること。
 - ②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明すること。
 - ③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにすること。

<既にスマートフォンを利用している場合>

- ◎携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、分かりやすく、簡単に活用できるものになっていることを伝える。
- インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。
- 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等の使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

<早期発見の観点から>

○家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問い掛け、場合によっては、学校へ相談することを周知する。

(3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されることをいじめた児童及び保護者にしっかりと伝える。

①事実を把握する

- ア 被害にあった児童や関係している児童から詳細を聴き取り、事実を確認する。
- イ 児童が心当たりのない画像や動画が勝手に Web 上に掲載されている情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認する。
- ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷する。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影する。
- エ 被害にあった児童と書き込み等を行った児童の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認する。

②書き込み削除を迅速に行う

- ア 書き込み等を行った児童が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらう。
- イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をする。
- ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談する。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文科科学大臣決定(最終改定 平成29年3月14日)

いじめの情報・訴え

1 即時にチームで対応

迅速な対応

いじめ対策委員会で検討

◎確認・情報収集

- ①被害者から
- ②被害者の保護者から
- ③その他の情報提供者から
- ④全教職員から
- ⑤いじめた児童から
- ⑥その他(友人など)

いじめ対応の原則

早期発見・早期解決

- 1 被害者の保護
- ↓
- 2 いじめを止める
- ↓
- 3 加害者の措置
- ↓
- 4 被害者と加害者の心のケア
- ↓
- 5 再発防止
- ↓
- いじめ解決

いじめと認定されなかった場合

いじめと認定された場合

2 解決に向けた適切かつ誠実な対応

保護者・学校運営協議会委員・PTA 代表・専門機関との連携

- ①いじめを訴える児童の話の否定せず、教育相談を継続。
- ②継続的な行動観察と援助。

- ①いじめられている児童の安全確保と継続的な援助。
- ②いじめをする児童への指導と援助。
- ③恐喝・暴行は警察と連携。
※富士警察署 51-0010
スクールサポーター

いじめ
めて
では
ない
子
が
い
う
場
合

- ①いじめという言葉を使わずに、どのような行為をしたのかを確認。
- ②その行為が相手にとってつらいものであることを納得させ、その行為をやめさせる。

謝罪

- ①いじめている児童が、いじめられた児童に謝罪するように指導する。
- ②いじめている児童とその保護者が、被害を受けた児童とその保護者に謝罪するように導く。

- ①目に見える指導。
○学級・学年・全校児童への説明や指導。 ○出席停止。 ○加害児童の別室指導。
- ②いじめを繰り返さないための配慮。
被害児童・加害児童の置かれている状況の把握。 →ケース会議の実施 SC や SSW との連携
- ③役割分担による校内巡回など。

3 トラブルから学ぶ

未然防止・早期発見のために

- 1 全職員の危機管理を含め、気になることをすぐに伝える雰囲気をつくる。(報・連・相カードの活用)
- 2 いじめ対策委員会や事例検討会の活性化を図る。
- 3 いじめは、絶対に許さない。守り抜くことを宣言する。
- 4 いじめの理解と防止に結び付く「心の相談アンケート」の実施。
- 5 教育相談の充実を図る。(一人一人と面談し、子どもの心を知る。)
- 6 被害者がいじめであると言え、認定して対応する態度をもつ。